

《 葬祭費用補償保険「家族の想い」 重要事項説明書 》

この保険のご契約に際しての重要事項は、「契約概要」・「注意喚起情報」と「個人情報取扱い」から成っております。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申込み下さい。このほか、ご契約に関する内容につきましては、「約款」等に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

《 契約概要 》

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。後述の「注意喚起情報」とともに、ご契約前に必ずお読み戴き、内容をご確認、ご了承のうえお申込み下さい。この「契約概要」では、この保険の概要について説明しております。お支払事由の詳細や各種制限などのほか、ご契約の内容に関する事項は「約款」に記載しております。実際にお申込み戴く内容については、「約款」等をご確認ください。

- 特徴

この保険は、被保険者(契約者と同一人です。)の葬儀にかかる費用を被保険者の法定相続人が負担した場合に、保険金額を限度として葬祭費用の実費を保険金として支払うことを目的としています。
- ご加入いただける方(被保険者)の範囲

この保険の契約者であり、責任開始日において、日本国内に居住し、年齢が満20歳以上満74歳以下の方で、告知事項に該当しない方はご加入になります。
- 補償内容と仕組について

お申込み戴く場合の参考例として記載しています。

******満60歳男性の場合******
 保険期間1年=以降1年ごとの更新(満89歳まで更新可能)
 葬祭費用補償保険金額:50万円　月払保険料:1,170円
 ○葬祭費用補償保険金の支払
 被保険者が保険期間中に病気または不慮の事故で死亡し、被保険者の葬儀にかかる費用を被保険者の法定相続人が負担した場合に、保険金額を限度として葬祭費用の実費を保険金として支払います。

4.待機期間について
 この保険には、責任開始日から6ヵ月間の待機期間があります。待機期間中に被保険者が病気により死亡した場合には、既払込保険料相当額を限度に被保険者の法定相続人が負担した葬祭費用の実費を保険金として支払います。

5.保険期間および更新について
 保険期間は、責任開始日から1年とし、保険期間満了月の末日の午後12時をもって満了となります。保険期間が満了となる場合、弊社より更新後の契約内容を記載したご案内をお送りし、契約者から保険期間満了日の前日までに更新をしない旨の申し出がなければ、保険契約を継続します。この場合、保険期間満了日の翌日を更新日とし、更新した旨の通知を契約者宛てに行います。但し、更新日における契約者の年齢が弊社の定める範囲を超える場合は更新できません。

6.葬祭費用補償保険金と保険料
 葬儀費用補償保険金は、保険金額50万円・80万円の2コースからご選択いただけます。但し、複数契約は取り扱いません。保険料は、選択されたコースと被保険者の年齢および性別によって決定されます。コースごとの性年齢別の保険料については、保険料表でご確認ください。

7.保険料の払込について
 保険料の払込方法(回数)は月払とし、保険料払込方法(経路)は、次の口座振替払またはクレジットカード払となります。
 (1)口座振替払
 契約者の指定する預金口座(=弊社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関であることを要します。)より、毎月27日(この日が提携金融機関の休業日に該当する場合には、翌営業日)に弊社の口座に振替えることよって、弊社に払い込みいただけます。
 (2)クレジットカード払
 契約者が指定したクレジットカード(=弊社が提携するクレジットカード会社が発行するカードに限ります。)により、クレジットカード会社との間で締結した会員規約等に基づき、保険料を弊社に払い込みいただけます。

8.保険料のお払込みがなかった場合
 (1)保険料の払込猶予期間
 第2回以降の保険料について、上記7の保険料の払込みができなかった場合のために、払込　猶予期間を設けています。払込猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までです。保険料が払い込まれなかった場合には、翌月に再度請求を行いますので、弊社からの保険料の不納案内にしたがって手続きを願

いいたします。なお、再度の請求でも払い込まれなかった場合(口座振替払:振替不能/クレジットカード払:オーソリNG)には、払込猶予期間の満了日までに、契約者より弊社指定の口座に保険料を振込んで下さい。

(2)失効
 ①第1回保険料について、払込期月の末日までに払込まれない場合には、保険契約は、払込期月の翌月1日から効力を失います。
 ②第2回以降保険料および更新契約の保険料については、保険料の払込猶予期間の満了日までに払込まれない場合には、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

9.葬祭費用補償保険金を支払う場合
 被保険者が責任開始日以後、この保険契約の保険期間中に病気または不慮の事故で死亡し、被保険者の法定相続人が被保険者の葬祭費用を負担したとき、保険金額を限度に葬祭費用の実費を支払います。

10.葬祭費用補償保険金を支払わない場合
 次のいずれかの事由(日本国内外を問いません。)に該当した場合は、葬祭費用補償保険金を支払いません。また、この時には保険契約は消滅します。
 (1)被保険者の法定相続人の故意または重大な過失
 (2)被保険者の犯罪行為
 (3)被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 (4)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 (5)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

11.保険金の削減支払・減額または保険料の増額について
 (1)弊社は、保険金の支払事由が著しく増加し保険料の算定基礎に重大な影響を及ぼすと判断したとき、弊社の定めるところにより、保険契約者に遅滞なくその旨を通知し、保険金を削減して支払うことがあります。
 (2)弊社は、保険金の支払事由に該当した被保険者の数が予定より著しく増加し同一の契約条件での保険契約の継続が困難となった場合、弊社の定めるところにより、保険契約の内容変更について、契約者に遅滞なくその旨を通知し、将来に向かって保険料の増額を行うか、保険金額の減額を行うことがあります。

12.主な特約とその概要
 この保険の主な特約とその概要は次のとおりです。特約内容の詳細については、各特約をご確認ください。
 (1)インターネットによる保険契約申込に関する特約
 保険契約の申込人がインターネットにより保険契約の申込みを行う場合に適用し、インターネットによる申込手続等について規定します。
 (2)保険料のクレジットカード払特約
 保険料の払込方法(経路)がクレジットカード払である場合に適用し、保険料の払込方法、当弊社が保険料を領収したとみなす日等について規定します。

13.少額短期保険業者の保険契約は、税法上の生命保険料控除・損害保険料控除の対象にはなりません。

14.契約者配当
 この保険に契約者配当はありません。

15.解約返戻金
 この保険に解約返戻金はありません。

《 注意喚起情報 》

この「注意喚起情報」は、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。

1.「お申込みの撤回(クーリングオフ)」について
 (1)ご契約お申込み後一定期間内であれば、書面により、お申込みの撤回(クーリングオフ)をすることができます。
 (2)クーリングオフの可能期間は、申込日からその日を含めて8日以内です。
 (3)クーリングオフをする場合は、弊社宛に以下の事項を記載した書面を発信することまたは、弊社指定アドレスに以下の事項を記載したEメールを送信することにより、発信時(郵便の場合は消印日)に保険契約のクーリングオフをすることができます。
 ①申込人氏名(書面の場合は自署)・住所・電話番号
 ②クーリングオフをする旨の記載
 【宛先】
 郵便の場合:〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-35サンセルモ大門ビル
 (株)クローバー少額短期保険　クーリングオフ係
 Eメールの場合: clover-jimukyoku@clover-ins.com

2.お申込み時にご報告戴く事項について
 (1)告知と告知義務
 告知はご契約をお引受けするかどうかを決定するための重要なものであり、契約者(被保険者)には、健康状態などについて正しく告知をして戴く義務「告知義務」があります。

告知の質問事項は以下の4項目となります。
 ①現在、医師から入院を勧められていますか?
 ②現在、入院中または日常生活で介護が必要な状態ですか?
 ③過去2年以内に、病気やケガの治療のために継続して5日以上入院をしたことがありますか?
 ④この保険と同種の他の保険会社の保険契約に加入していますか?
 (2)告知は、書面「告知書」(インターネット申込の場合は申込画面)で行って戴きますので、契約者(被保険者)がご自身で正確にご記入(入力)下さい。弊社の少額短期保険募集人に口頭でお話しされただけでは、告知を戴いたことにはなりませんのでご注意ください。
 (3)告知して戴いた内容が事実と違った場合には、責任開始日から2年以内であれば、弊社は「告知義務違反」として契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」により契約を解除された場合、保険金の支払いができないことがあります。保険金の支払事由の発生が責任開始日から2年以内であれば、ご請求が2年経過後であっても同様に契約を解除することができます。
 (4)保険金の請求にあたり、事故招致(未遂も含みます。)や詐欺行為等の重大な事由がある場合には、ご契約からの年数を問わず、ご契約を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 (5)ご契約のお申込みの際、ご契約の成立後、または保険金のご請求時に弊社の担当者または弊社の委託を受けたものが、お申込み内容や告知内容について確認させて戴くことがあります。

3.補償を開始する時期について(責任開始日)
 (1)弊社は、保険契約の申込書類を受取り(インターネット申込の場合は申込データの受信をいいます。)、弊社が申込みを承諾した場合、承諾した日の翌月1日午前0時から保険契約上の責任を開始します。ただし、提出された申込書類に不備がある場合(インターネット申込の場合は申込画面での入力内容に不備がある場合)は、不備が解消し、弊社が申込みを承諾した日の属する月の翌月1日午前0時から保険契約の責任を開始します。
 *責任開始日=保険契約の補償が開始される日のことをいいます。
 *契約日=責任開始日をいい、契約年齢や保険料などの計算基準日となります。
 (2)弊社の少額短期保険募集人は、お客様と弊社の媒介を行うもので保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は弊社が承諾したときに有効に成立します。

4.保険契約者保護機構に関する事項について
 少額短期保険業者が破綻した場合、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。保険業法270条の3第2項第1号(保険契約の移転等における資金援助)」に規定する補償対象契約には該当しません。

5.少額短期保険業者の引受制限について
 少額短期保険業者には、保険業法上、引き受けられる保険に以下の制限があります。
 (1)保険期間は1年以内(損害保険商品は2年以内)であり、1被保険者あたりの保険種類ごとの保険金額が法令で定める金額以下(医療保険:80万円、損害保険:1,000万円など)。
 (2)1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下(個人賠償責任保険については、別枠で1,000万円以下)。
 (3)1保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下(保険種類ごと1被保険者あたりの引受限度の100倍以下)。

6.この保険の留意点
 (1)この保険は、保険期間1年で更新する保険です。
 (2)この保険では、被保険者の法定相続人が被保険者の葬祭費用を負担した場合に限り、保険金の支払対象となりますので、法定相続人が不在の場合、法定相続人以外の方が被保険者の葬祭費用を負担した場合等には、保険金は支払われません。
 (3)更新時の保険料は、加入コース、更新時の被保険者の年齢・性別により計算します。
 (4)弊社は以下の条件を満たしている場合に保険契約を更新します。
 ①更新日に、保険契約者(被保険者)が満89歳以下であること
 ②更新日の前日までに更新拒否がないこと
 (5)弊社は、更新の際に保険金の支払事由の著しい増加によって保険料の算定基礎に重大な影響を及ぼすと判断した場合には、保険料の増額または保険金の減額をすることがあります。この場合、弊社の定めるところにより、更新日の60日前までに保険契約者に更新内容を変更する旨を通知します。
 (6)弊社は、この保険商品が不採算となり収支の改善が見込めない場合には、更新を引き受けないことがあります。この場合、弊社の定めるところにより、更新日の60日前までに保険契約者に更新後の保険契約を引き受けない旨を通知します。
 (7)補償内容が同様の保険契約(葬祭費用の実費を補償する保険契約)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
 <主な補償の重複例>　損害保険等の葬祭費用補償特約
 補償が重複すると、対象となる費用について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

(8)この保険の免責事由、保険金を削減する場合等については、<契約概要>の「10.葬祭費用補償保険金を支払わない場合」および「11. 保険金の削減支払・減額または保険料の増額について」をご確認ください。

7.お問い合わせ窓口について
 (1)保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、下記お客様サービスセンターまでご連絡下さい。
 弊社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

株式会社クローバー少額短期保険
 【お客様サービスセンター】
 0120-641-090　※受付時間　月～金　10:00～17:00(祝日年末年始は除く)
 (2)指定紛争解決機関
 お客様の必要に応じ、弊社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。
 一般社団法人 日本少額短期保険協会　「少額短期ほけん相談室」
 〒104-0032　東京都中央区八丁堀3-12-8HF八丁堀ビルディング2F
 Tel 0120-821-144　Fax 03-3297-0755
 受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00
 受付日:月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

8.支払時情報交換制度
 弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。
 https://www.shougakutanki.jp/

《 個人情報の取扱い 》

1.利用目的について
 弊社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的以外に利用することはありません。
 (1)保険契約の引受け、継続・維持管理・保険金等のお支払
 (2)弊社の保険商品、関連会社、提携会社の各種商品やサービスのご案内およびご提供
 (3)弊社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスのご提供
 (4)その他、保険に関連する業務

2.ご同意いただきたいこと
 (1)機微(センシティブ)情報の取得・利用
 少額短期保険業者の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、保険契約者(被保険者)、法定相続人および少額短期保険募集人に提供することがあります。
 (2)機微情報の利用限定について
 保健医療等に関する機微情報については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用しません。
 (3)再保険会社への情報提供
 少額短期保険業において、安定的な業務を行うにあたって引受リスクの適切な分散のために、弊社は再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります。(再保険会社は弊社から引受けた再保険契約を、更に別の再保険会社に引受依頼することがあります。)再保険会社は、当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金等の支払のため、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者(被保険者)の氏名、住所、生年月日、性別、保健医療等の個人情報を利用します。また、法定相続人の氏名、住所、戸籍書類等、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。
 (4)外部委託会社への情報提供
 保険契約申込書、口座振替依頼書、告知書に記載(インターネット申込の場合は、申込画面で入力)戴いた個人情報については、弊社が業務を委託し守秘義務を負う業務委託先へ業務上必要な範囲で提供することがあります。

株式会社クローバー少額短期保険
 関東財務局長(少額短期保険)第31号
 105-0012東京都港区芝大門1-1-35 サンセルモ大門ビル
お客様サービスセンター
0120-641-090(通話料無料)
 月曜日～金曜日　10時～17時(祝日は除く)
 https://www.clover-ins.jp